

行 政 法 (50 点)

レストランの有名ランキングサイトでやらせ投稿業者を利用した順位操作がされていたことが判明したため、消費者庁長官は、次のようなガイドラインを作成し、定例記者会見で公表した。

「商品・サービスを提供する店舗を経営する事業者が、口コミ投稿の代行を行う事業者に依頼し、自己の供給する商品・サービスに関するサイトの口コミ情報コーナーに口コミを多数書き込ませ、口コミサイト上の評価自体を変動させて、もともと口コミサイト上で当該商品・サービスに対する好意的な評価はさほど多くなかったにもかかわらず、提供する商品・サービスの品質その他の内容について、あたかも一般消費者の多数から好意的評価を受けているかのように表示させることは、優良誤認表示（不当景品類及び不当表示防止法4条1号）に該当する。」

問1 代行業者(サイトへの投稿は全て実際に試食した各社員が行っている)に依頼して従前より高い評価を得たレストランの店主Xは、上記ガイドラインの取消しを求めることはできるか。上記ガイドラインが講学上の概念でいえば何に当たるかを示した上で、答えなさい。

問2 店主Xが措置命令(同法6条)を受けないようにするためには、上記ガイドラインの取消しを求めること以外に、どのような法的手段が考えられるか。